

四條畷市立四條畷小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校がいじめの防止等のための基本的な考え方「四條畷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場になって、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどを注意深く確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

2 いじめの防止等に関する学校組織「校内委員会」

（1）構成委員

学校長、教頭、教務、児生 Co.、養護教諭、通級担当、支援 Co.、
校内外生活担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（2）主な取組み

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成，実行，検証，修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

3 いじめの防止等に関する取組み

(1) いじめの未然防止

学校は、児童が、道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた教育課程を推進する。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

すべての教職員が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、いじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努める。

また、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、Q-U*や、いじめアンケート調査を定期的に行い、加えて教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

*Q-U (QUESTIONNAIRE-UTILITIES) : 児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するため、児童等を対象に実施する質問紙調査

(3) いじめの早期対応

学校の教職員が、児童等からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害児童を守り、一人で抱え込まず、速やかに校内いじめ対策委員会で情報共有を図る。

（４）いじめへの組織的な対処

教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関や専門機関との連携のもと，第一に被害児童等を守り通す。

加害児童等には，成長支援の観点を踏まえ，自らの生活や行動などの反省を促し，将来に希望や目標をもち，より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導する。

（５）いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること（３か月を目安）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまでも，一つの段階に過ぎず，解消している状態に至った場合でも，いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ，教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

(6) いじめ防止のための年間計画

令和6年度四條畷小学校 SNS 情報教育・いじめ防止年間計画				
	学校全体	低学年	中学年	高学年
4月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎保護者へのPR ◎児童がインターン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎家庭訪問（ホスティング）	◎保護者へのPR ◎児童がインターン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎委員選出 ◎家庭訪問（ホスティング）	◎保護者へのPR ◎児童がインターン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎委員選出 ◎家庭訪問（ホスティング）
5月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎校外学習	◎校外学習	◎校外学習
6月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ◎交通安全教室 ◎個人懇談	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ○●QU 検査 ◎個人懇談	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ○●QU 検査 ◎個人懇談
7月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 第1回 SNS・いじめ 対策委員会	◎夏休みの生活指導	◎夏休みの生活指導	◎夏休みの生活指導 ◎林間学校
8月	校内委員会 校区内パトロール 小中合同研修会 小・中生活指導協議会	◎集団登校指導	◎集団登校指導	◎集団登校指導
9月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎運動会練習	◎運動会練習	◎運動会練習 ◎SNS アンケート
10月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎参観・懇談 ◎運動会	◎参観・懇談 ◎運動会	◎参観・懇談 ◎運動会
11月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎芸術鑑賞 ◎PTA イベント ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎芸術鑑賞 ◎PTA イベント ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎芸術鑑賞 ◎PTA イベント ◎修学旅行 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート
12月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 第2回 SNS・いじめ 対策委員会	◎個人懇談 ◎冬休みの生活指導	◎個人懇談 ◎冬休みの生活指導	◎個人懇談 ○非行防止教室 ◎冬休みの生活指導
1月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎大縄交流会	◎大縄交流会	◎大縄交流会 ◎小6半日入学
2月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート
3月	校内委員会 小中引き継ぎ会 小・中生活指導協議会 第3回 SNS・いじめ 対策委員会	◎集団登校指導 ◎お別れ式 ◎春休みの生活指導	◎集団登校指導 ◎お別れ式 ◎春休みの生活指導	◎集団登校指導 ◎春休みの生活指導 ◎お別れ式 ◎卒業式

◎未然防止（発達支持的生徒指導）○早期発見（予防的な指導）●いじめへの対処（課題解決的な指導）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査の組織

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、校内委員会をもとに取り組む。

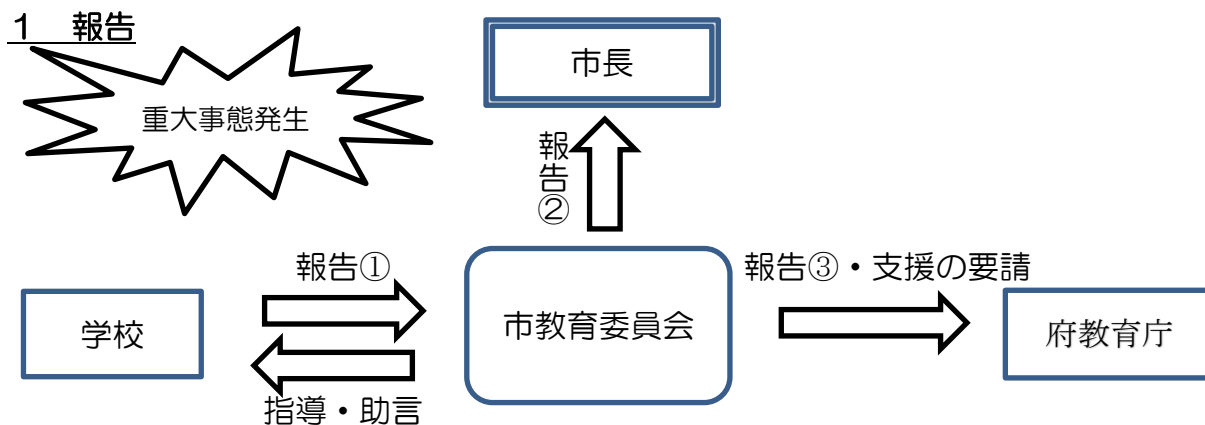
(5) 調査の実施

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

(7) 重大事態発生時の対応



2 調査

① 学校主体で調査する場合

